

## 個人防護具の配布の申請にあたっての留意点

目的	<p><u>診療以外の訓練及び研修で利用する</u>ため、厚生労働省において個人防護具の配布を行うもの（概要は通知文記載のとおり）</p>
配布物資	<p><b>①ガウン ②非滅菌手袋</b></p> <p>※ガウンについては、「アイソレーションガウン（不織布性）」、「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です</p> <p>※上記以外の物資の配布はありません</p> <p>※各物資のメーカーについては指定できません</p> <p>※国備蓄品からの配布となるため、外装の段ボール箱につぶれがある場合があります（良品扱い）</p> <p>※配布する物資は、<u>使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの（使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む）</u>となるため、<u>有効活用の観点から訓練及び研修に使用するため配布するもの</u>となります。</p> <p>※配布目的に沿って使用ください（転用転売は不可）</p>
配布対象の施設	<p><b>「医療措置協定締結医療機関」</b></p> <p>（感染症法に基づき、病床の確保や発熱外来の実施等について、県と協定を締結した医療機関）</p>
申請する数量	<p>今回、配布の希望があった施設においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱いますので、御留意いただいた上で、真に必要な数量を申請してください</p> <p>①使用用途 配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること 診療以外の訓練及び研修で利用すること</p> <p>②転売禁止 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと</p> <p>※回答いただく数量の<u>最低単位は100枚単位</u>となるため、100枚未満の端数は切り上げ又は切り捨てのうえ、御回答ください</p> <p>※<u>要望多数の際は国において数量を調整する場合があります</u>ことを御承知願います</p>
入力後の取扱い	<p>○申請後（回答期限までに）数量等を変更したい場合は変更したい内容を再度入力してください（複数の申請がある場合は、最新の申請内容を正当な申請として扱います）</p> <p>なお、申請を取り消したい場合は担当宛てに御連絡ください</p> <p>○回答期限後は、取消や変更することができません（今後の感染状況等により国から配送された物資の受け取りを拒否することはできず、確実に受け取るようお願いいたします）</p>
配送予定	<p>申請された内容を厚生労働省がとりまとめ（要望多数の場合は数量を調整）、国から委託を受けた配送会社から各施設へ配送されます</p> <p><b>※令和7年6月に配送を開始～令和7年9月中の配送完了を予定</b></p>

事務担当 感染症対策課 電話024-521-8657